

第 3 回 新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会資料

2 教育現場等の対応

主要なコロナ対策の検証

(1) PCR 検査の一斉実施等の必要性について

(教育庁・保健医療部)

令和 4 年 7 月 2 5 日 (月)

【主要なコロナ対策の検証】PCR 検査の一斉実施等の必要性について

1 課題の認識

- 第6波においては、本県においても、オミクロン株の影響により大きく感染が拡大した。これに伴い保健所や医療現場においても業務ひっ迫などの混乱が生じた。
- また、第6波においては、他の職層に比べて未就学児や児童の感染が顕著となり、休園や小学校等におけるリモート学習等が実施されることになった。
- こうした中、潜伏期間が短く感染スピードが速いというオミクロン株の特性が明らかになり、濃厚接触者を特定している間に他者へ感染させている場合も想定されたことから、感染拡大を防止するため、保育園や小学校等において、より早期に濃厚接触者に限らず幅広い検査（一斉検査）を実施する必要がある。

2 対応・対策

(1) 一斉検査の実施

対象施設で陽性者が発生した場合、当該施設においてクラス単位、学年単位等幅広に検査者リストを作成し、民間検査機関へ提出することで、保健所や医療機関を介せず迅速に検査を実施。

- 対象施設：幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高校、特別支援学校
- 対象期間：令和4年1月21日～2月4日
- 検査方法：PCR検査

(2) 一斉検査の一時停止

- 抗原検査キットの不足や民間検査機関における検査体制のひっ迫を受け、2月5日から検査体制が正常化するまでの間、一斉検査を停止。
- 限りある検査資源を、有症状者、高齢者や基礎疾患等を有する方、医療従事者や高齢者等福祉施設従事者等に重点的に配分。

(3) 一斉検査の再開

対象施設を選択・重点化した上で、一斉検査を再開。

- 対象施設：幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、特別支援学校
(令和4年4月25日からは対象に中高の部活動を追加)
- 対象期間：令和4年3月16日～(継続中)
- 検査方法：

小学校(4～6年生)	その他
抗原検査※	PCR検査

※ 陽性者が発生した際、迅速に抗原検査キットで検査できる体制を整備するため、県内44市町村の教育委員会へ計10万本、私立小学校へ計1千本を配布。

※ 教育委員会はこのほか、独自に購入した抗原検査キットや文部科学省から配布された抗原検査キットを活用

【主要なコロナ対策の検証】PCR検査の一斉実施等の必要性について

3 結果・効果

- 陽性者を確認した場合に濃厚接触者以外にも幅広く検査することで早期に陽性者を発見し、感染拡大を防止することができた。

◆主な実績

(検査実績：令和4年1月21日～2月4日受付分)

区分	検査実施施設数 (延べ)	検査人数	うち陽性者数
幼保関連施設 (PCR検査)	141 施設	5,802 人	372 人
学校関係 (PCR検査)	208 施設	7,322 人	263 人
合計	349 施設	13,124 人	635 人

(検査実績：令和4年3月16日～6月24日受付分)

区分	検査実施施設数 (延べ)	検査人数	うち陽性者数
幼保関連施設 (PCR検査)	460 施設	11,665 人	460 人
小学1～3年生 (PCR検査)	234 施設	5,501 人	111 人
小学4～6年生 (抗原検査)	376 施設	9,777 人	64 人
合計	1,070 施設	26,943 人	635 人

4 今後の方策（対策の見直し等）

- 陽性者を早期に発見して感染拡大を防止し、子供達の教育機会を確保するため、変異株の特徴等を踏まえながら、引き続き、濃厚接触者に限らず幅広い検査を実施し、感染者の速やかな療養につなげる。

第 3 回 新型コロナウイルス感染症対策
調査特別委員会資料

2 教育現場等の対応

主要なコロナ対策の検証

(2) 幼稚園等における登園自粛や休園措置に
ついての統一基準の設定

(福祉部)

令和 4 年 7 月 2 5 日 (月)

【主要なコロナ対策の検証】

幼稚園等における登園自粛や休園措置についての統一基準の設定

<全体像>

- 県全域に対して「不要不急の外出自粛」（国の「緊急事態宣言」等）を要請する一方、国の通知を踏まえ、社会経済活動を維持するため、保育施設や放課後児童クラブに対し、適切な感染防止対策を講じた上で原則開園とした。
- 保育施設等の休園等の措置は、地域の感染の拡がりや個々の施設の感染状況などを踏まえ、市町村が各施設と協議の上、判断を行った。

1 課題の認識

- 第5波から10歳未満の新規感染者が増え、さらに、第6波では施設内でのクラスターが増加したが、国の方針を踏まえ、社会経済活動を維持するため、保育所等は原則開園を維持した。

【参考】感染の波ごとの保育施設等のクラスター発生件数

	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波
クラスター発生件数	0	0	2	2	5	313

2 対応・対策

(1) 保育施設等の原則開園について

① 保育所等の原則開園の通知の発出【随時】

県全域に対して「不要不急の外出自粛」（国の緊急事態宣言等に基づく措置）を要請する一方、国の通知を踏まえ、令和2年4月に、保育施設や放課後児童クラブに対して、社会経済活動を維持するため、適切な感染防止対策を講じた上で原則開園とする通知を発出した。

② 施設の休園の判断【第6波（令和4年1～3月）】

第6波では保育所等のクラスターが増加したことから、施設内の感染状況等を勘案し、市町村が保育施設等と協議の上、休園の判断を行った。

(2) 感染拡大防止の取組

① 保育士等へのワクチンの優先的な接種の働きかけ

【第4波（令和3年4～6月）及び第6波以降（令和4年1月以降）】

- ・ 第4波では、一般接種における接種優先順位の例示において、「集団生活を行う子どもに頻繁に接する方（保育士等）」を挙げ、優先順位を検討するよう、市町村に依頼をした。

【主要なコロナ対策の検証】

幼稚園等における登園自粛や休園措置についての統一基準の設定

- ・ 第6波では、市町村に対し、保育所等職員への3回目のワクチンの優先的な接種と、施設従事者への可能な限り早期の接種について配慮と協力を依頼した。

② 抗原検査キットの配布【第5波（令和3年7～9月）】

- ・ 県内の保育所等については、厚生労働省の抗原検査キットの配布を受け、配布を希望する保育所・認定こども園と全ての放課後児童クラブ、計1,107施設のリストを県から厚生労働省に提出し、同省が直接、保育所等に配布を行った。
- ・ 一方、県内の幼稚園については、全施設118園のリストを県から文部科学省に提出し、同省が直接、園に配布を行った。

③ 保育施設におけるPCR検査の実施【第6波以降】

保育施設等において、感染者の接触者を特定した上で、検査機関においてPCR検査を実施することにより、感染拡大の防止に努めた。

- ・ 対象施設：幼保関係施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育所）のうち、園児又は職員に陽性者が発生した施設
- ・ 対象者：次のア又はイに該当する者のうち無症状の者
ア 陽性者と同じクラスの園児及び担当職員のうち、「濃厚接触者」又は「接触者」に該当する者
イ 延長保育や早朝保育において、陽性者と合同で保育した際の園児及び担当者のうち、「濃厚接触者」又は「接触者」に該当する者
- ・ 検査方法：唾液採取によるPCR検査（無料）
県の委託検査機関（5機関）に施設が直接申込み、検査を実施
- ・ 検査結果：検査機関から施設及び保健所に直接結果を通知

④ 濃厚接触者となって自宅待機中の保育士等のエッセンシャルワーカーに対する、待機期間の短縮を図るPCR検査の実施【第6波以降】

- ・ 目的：PCR検査で陰性が証明されれば、国の通知により、本来7日間の自宅待機を5日間に短縮できることから、早期の職場復帰を促し施設運営体制の正常化を図るもの。
- ・ 実施期間：令和4年2月から6月末まで
- ・ 対象者：自宅待機5日目以降の濃厚接触者であり、無症状のエッセンシャルワーカー

【主要なコロナ対策の検証】

幼稚園等における登園自粛や休園措置についての統一基準の設定

3 結果・効果

(1) 保育施設等の原則開園について

第6波において、保育施設等でクラスターが発生するなど、感染拡大の影響を受けたものの、保育所等を原則開園としたことにより、児童の預かりを必要とする保護者等に保育を提供し、社会経済活動の維持に貢献した。

(2) 感染拡大防止の取組

以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図った。

- ・ 保育士等へのワクチンの優先的な接種の働きかけにより、保育施設等における感染防止対策を促進した。
- ・ 抗原検査キットの配布により、保育施設等の感染防止対策を強化した。
- ・ 保育施設におけるPCR検査の実施により、陽性者を特定し、感染拡大防止に寄与した。
- ・ 濃厚接触者となって自宅待機中のエッセンシャルワーカーに対するPCR検査の実施により、迅速な職場復帰を可能とし、社会経済活動の維持に貢献した。

4 今後の方策（対策の見直し等）

- 新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府対策本部が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の中で、「保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請する」として、国が原則開園の方針を定めているところ。
- 保育施設等は、コロナ禍にあっても、社会経済活動を維持する上で不可欠な施設であることから、感染防止対策に万全を期した上で、地域の感染状況を踏まえ、極力、施設の開園に努めていく。
- また、登園自粛や休園措置についての統一基準の設定については、これまでの感染状況が地域によって大きく異なることや、各保育施設等の形態や人員配置の状況なども様々であることから、国の基本的対処方針や地域の感染状況を踏まえながら検討していく。